

郵政行政の取組について

平成28年11月10日
総務省

目 次

1. 日本郵便に係る取組について	
○平成28年度事業計画等における取組	… 1
○日本郵便の料金見直しについて	… 16
2. ゆうちょ銀行とかんぽ生命保険に係る取組について	
○金融二社の限度額	… 20
○かんぽ生命保険の新規業務の認可	… 21
3. ユニバーサルサービスの確保に向けた更なる取組について	
○郵便のユニバーサルサービスに係る課題等に関する検討会	… 22
○関連銀行及び関連保険会社が日本郵便(株)に支払う窓口業務委託手数料に係る消費税の仕入税額控除の特例措置の創設 (平成29年度税制改正要望)	… 26
4. 国際的取組について	
○第26回UPU大会議の結果概要	… 27
○郵便分野における国際展開	… 28

平成28年度事業計画等における取組①

日本郵便の平成28年度事業計画の認可の際に、総務省から3項目の要請を行い、日本郵便において以下の通り、新規業務や経営効率化等を行い、対応しているところ。

1 上場した日本郵政グループの一員として、引き続き、収益力の多角化・強化、経営の効率化の更なる推進、ガバナンスの強化などを着実に進めること。

2 将来に向けた経営基盤強化のための投資を行うに当たっては、社会経済情勢を踏まえつつ、利用者利便の向上等に配慮すること。

1. 新規サービスの開始

(1) 不動産業務 <H24.9届出> →P. 4 参考①

①JPタワー名古屋 (H27.11竣工、H28.6商業施設オープン)

②KITTE博多 (H28.4オープン)

(2) 格安スマホの斡旋販売 <H24.9届出(カタログ販売)、H28.8 開始> →P. 5 参考②

IIJmioの格安スマートフォンのカタログを郵便局に置いて、斡旋販売

(東海4県の2,050局でスタートし、平成28年10月には北海道、関東、南関東、近畿の各エリア計7,651局でも販売開始。
今後全国の郵便局に順次拡大)

(3) ゆうパケット<H28.10開始> →P. 6 参考③

個人顧客も利用できるゆうパケットの基本運賃の取扱いを開始。

2. 受取利便性の向上・宅配の再配達削減に向けた方策の実施 →P. 7 参考④

コンビニエンスストア・郵便局での受取拡大、受取ロッカー「はこぼす」の設置拡大。

平成28年度事業計画等における取組②

3. 郵便・物流ネットワークの再編の実施 →P. 8, 9 参考⑤

郵便物やゆうパック、ゆうメール等の地域区分郵便局(区分作業拠点)を集約し、機械処理率を高めることでネットワーク全体の生産性を大幅に向上(平成30年度までに地域区分局を70局→53局に集約予定。平成27年5月に東京北部局が開局済み)。

4. 1月2日年賀配達の休止

5. トール社の買収

平成27年5月に買収したトール社については、日本郵便において経営統合が進んでいるところ。

3 引き続き、郵便局ネットワークの維持・強化を図り、利用者ニーズを的確に把握しつつ、郵便局のみまもりサービス等の公益性・地域性を十分に発揮するための取組を積極的に進めることにより、地方創生の深化に資するとともに、ユニバーサルサービスを確実に提供すること。

1. 郵便局の設置状況等(日本郵便株式会社法第6条第2項等に基づき総務省に届出) →P. 10 参考⑥、P. 11 参考⑦

郵便局数については、平成28年9月末時点で24,447局(前年同期比▲17局)(日本郵便は、業務開始や住所変更等の際、郵便局の名称、所在地等を届出。これにより、総務省としても郵便局の設置状況等を定期的に把握。)

2. タブレット端末を活用した生活支援サービス →P. 12, 13 参考⑧、P. 14 参考⑨

IBM、Appleと業務提携し、平成28年9月末までタブレット端末を活用した高齢者向け生活サービスの実験を実施。今後は実験結果を踏まえ、「郵便局のみまもりサービス」の本格展開について検討。

また、タブレット端末やウェアラブル型の活動量計、体組成計を活用した「健康増進サービス」(H28.4届出・開始)について、現在、福島県伊達市において実証実験を実施中。

3. デジタルメッセージサービス「MyPost」<H27.10届出、H28.1開始> →P. 15 参考⑩

受取人が選択した差出人からの電子データの受信等をインターネット上で可能とするもの。現在、会津若松市から広報・お知らせを電子データで配布する等の試行サービスを実施中。

平成28年度事業計画等における取組③

4. ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとぷらす」＜H28.10本格実施＞

日本郵便の子会社（郵便局物販サービス）が他の事業者と共同で運営し、自治体に対し、寄附金の受付・決済から返礼品の企画・調達・発送管理までの業務を一括して支援するもの。

5. 災害対応

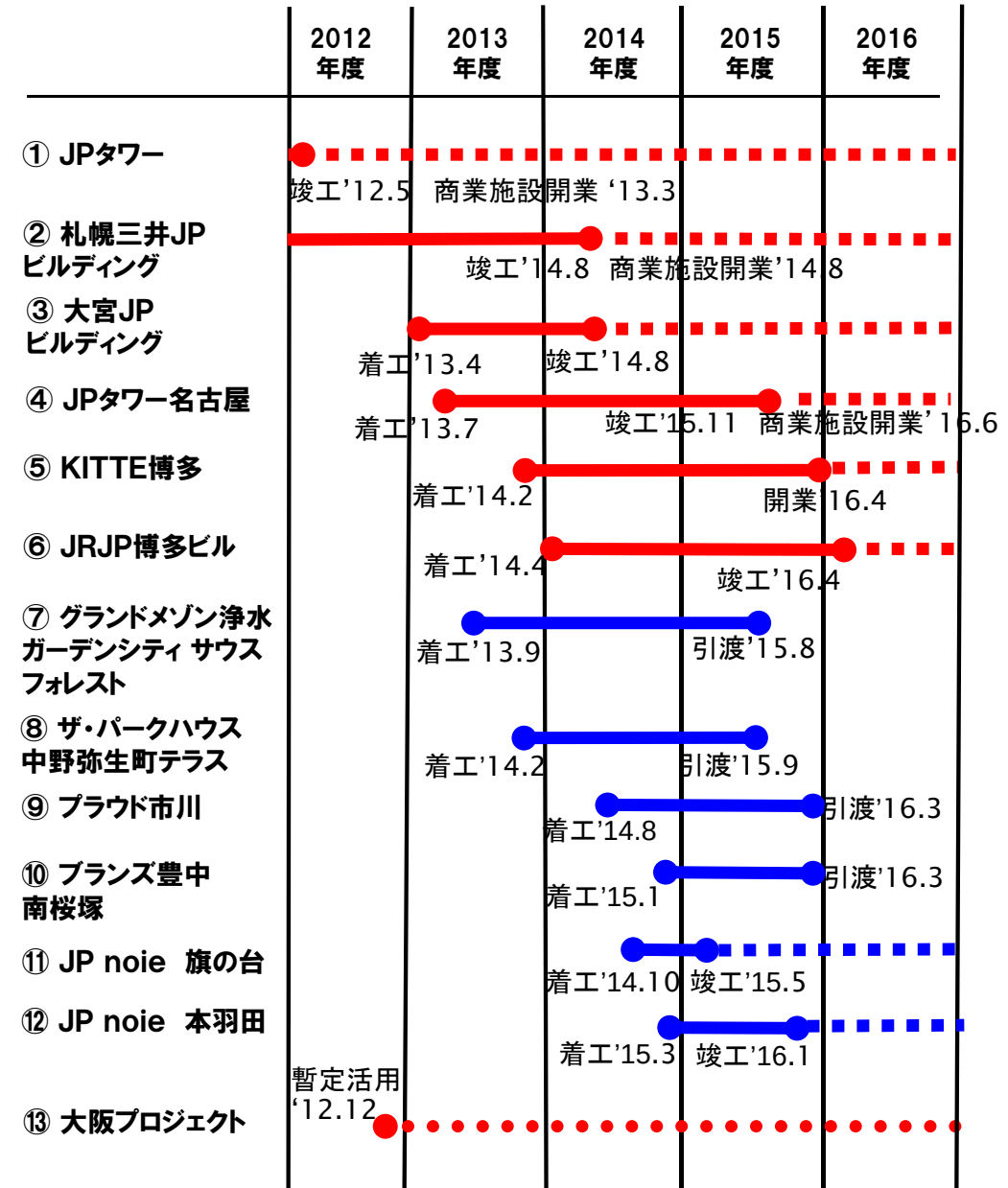
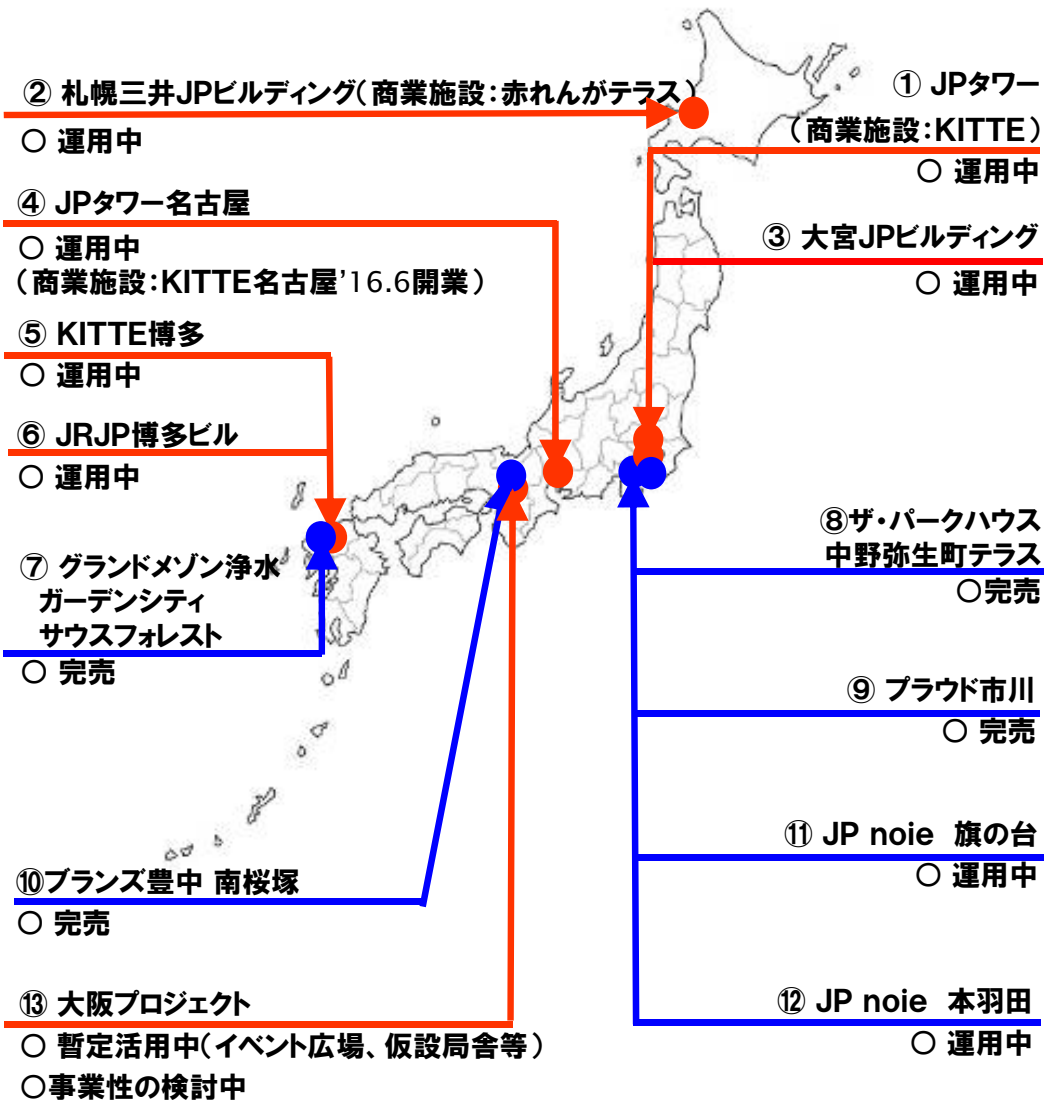
日本郵便をはじめとする日本郵政グループでは、災害発生時に、郵便物の料金免除や非常取扱いといった被災者支援など、各種取組みを行っている。

総務省としても被害状況や被災者支援情報などの報告を受け、日本郵政グループと連携して対応している。

■熊本地震における対応

- [郵便業務] 被災者への郵便はがきなどの無償提供や被災者が差し出す郵便物の料金免除
- [金融業務] 災害救助法が適用された地域の被災者への非常取扱いを実施
災害に対する義援金の無料送金サービスを実施
- [窓口業務] 車両型郵便局による、郵便物等の引受けやATMによる貯金の預入れ、払戻しなどの実施
貯金の非常取扱いのため、避難所に臨時郵便局を設置
被災者支援のため、「ポスト募金」として、窓口などに募金箱を設置
- [その他] 日本郵政のかんぽの宿阿蘇では、被災された近隣住民の方々の避難所として、
広間・会議室を開放し、食料や飲料水の提供などを実施

■本年発生した8月の北日本を中心とする大雨災害や10月の鳥取地震などにおいても、災害救助法の適用による非常取扱いや義援金無料送金サービスなどが実施されている。



(注) 平成28年6月時点

2016年7月5日
日本郵便株式会社

個人向けモバイルサービスとSIMロックフリー端末をセットにした IIJmio の格安スマホの斡旋販売の開始

日本郵便株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長 横山 邦男）は、株式会社インターネットイニシアティブ（東京都千代田区、代表取締役社長 勝 栄二郎／以下「IIJ」）を販売者とする IIJmio の格安スマホのカタログを郵便局に置いて、斡旋販売することとしましたのでお知らせします。

1 概要

IIJmio の格安スマホは、IIJmio 高速モバイル／D サービス「ミニマムスタートプラン」の音声機能付き SIM（みおふおん）を、富士通コネクテッドテクノロジーズ製 SIM ロックフリー端末「arrows M03」とセットにして提供するものです。郵便局の店頭で設置された IIJ の申込書請求用カタログを入手し、電話もしくはハガキで申込書をご請求のうえ、お申し込みいただくと、SIM カードがセットされたスマートフォンがお客様のお手元に届きます。届いたら電源を入れるとすぐにお使いいただけるため、スマートフォン初心者や高齢者の方でも容易に格安スマホを利用開始することができます。

2 販売開始時期（予定）

2016年8月1日（月）

3 カタログ設置地域

東海4県：岐阜県【355局】・愛知県【839局】・静岡県【484局】・三重県【372局】計2,050局
（2016年5月31日時点。いずれも簡易郵便局は除く各県全郵便局）

* IIJmio の格安スマホの詳細はこちら <http://www.iiij.ad.jp/news/pressrelease/2016/0705.html>

以 上

【お客さまのお問い合わせ先】

■商品内容以外について

日本郵便株式会社

お客様サービス相談センター 電話：

（フリーコール）0120-2328-86 携帯電話

話からご利用のお客さま

0570-046-666（通話料はお客さま負担です。）

<ご案内時間> 平日：8:00～

22:00 土・日・休日：9:00

～22:00

■商品内容について 株式会社インターネットイニシアティブ IIJmio（アイアイジェイミオ）お問い合わせ窓口 電話：（直通）022-742-3103

お知らせ

個人向けモバイルサービスとSIMロックフリー端末をセットにしたIIJmioの格安スマホの斡旋販売郵便局の拡大

2016年10月12日

2016年8月以降、東海4県の2,050局の郵便局において、株式会社インターネットイニシアティブ（以下「IIJ」）を販売者とするIIJmioの格安スマホのカタログを置いて斡旋販売していますが、2016年10月21日（金）から、新たに北海道、関東、南関東、近畿（1道2府11県）の各エリア計7,651局の郵便局において取扱いを開始します。

	エリア	道府県	開始日
1	北海道	北海道【1,208局】	2016年10月21日（金）
2	関東	茨城県【465局】、栃木県【312局】、群馬県【301局】、埼玉県【626局】、千葉県【688局】	
3	南関東	神奈川県【753局】、山梨県【201局】	
4	近畿	滋賀県【230局】、京都府【441局】、大阪府【1,083局】、兵庫県【839局】、奈良県【241局】、和歌山県【263局】	

（郵便局数は2016年8月31日時点。いずれも簡易郵便局は除く各道府県全郵便局）

（参考）2016年7月5日付報道発表資料

[個人向けモバイルサービスとSIMロックフリー端末をセットにしたIIJmioの格安スマホの斡旋販売の開始](#)

2016 年 8 月 1 日
日本郵便株式会社

ゆうパケット基本運賃（サイズ制）の新設等 ～ゆうパケットのサービス拡充～

日本郵便株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長 横山 邦男）は、2016 年 10 月 1 日（土）から、ゆうパケット基本運賃（サイズ制）を新設し、小型物品配送サービスを拡充することとしましたので、お知らせします。

これに伴い、ポストパケットの取扱いを廃止します。

1 ゆうパケット基本運賃（サイズ制）の新設

(1) 10 月 1 日（土）から、ゆうパケット基本運賃サービスを開始します。

すでに 2014 年 6 月 1 日（日）に、大口向けに小型物品配送サービスとして、追跡情報を有した受箱配達とする「ゆうパケット」の取扱いを開始していますが、宅配便よりも簡便な配送サービスとして通販事業者さまを中心に多くのお客さまにご好評を頂いている「ゆうパケット」を、個人のお客さま向けにも展開します。

(2) 現在、「ゆうパケット」は、大手通販事業者さまのご利用も好調であり、2015 年度は契約件数約 2 万件（対前年 217%増）、年間約 1.1 億個（対前年約 171%増）の取引に成長しています。また、毎年約 10%程度で伸長する通販市場のうち、近年、急速に成長しているフリマアプリ市場等で取引されている個人のお客さまからも「小型で薄い物を、より安く確実に送りたい」といったニーズが多く寄せられています。

(3) これを受けて、個人のお客さまにもご利用いただきやすいよう、厚さ 3cm までの段階運賃を設定するとともに、事前手続を不要とすることで手軽に郵便差出箱へ投函いただけるサービスとして開始します。

(4) サービス概要

項 目	内 容
大きさ	3 辺計 60cm 以下、長辺 34cm 以下
厚さ	3cm 以下
重量	1kg 以下
運賃（税込）	厚さ 1cm まで 250 円 2cm まで 300 円 3cm まで 350 円
差出方法	全国の郵便窓口のほか、郵便ポスト（郵便差出箱）への投函も可能です。 なお、専用の宛名ラベルもご用意します。
配達方法	お届け先の郵便受箱に配達します。 ※郵便受箱に入らない場合は、不在通知書を投函の上持ち戻ります。
配達日	毎日（祝日及び休日でも配達いたします。）
追跡サービス	日本郵便株式会社 Web サイトの「郵便追跡サービス」からご確認くださいませ。 (URL: https://trackings.post.japanpost.jp/services/srv/search/)

送達速度

おおむね差出日の翌日から翌々日に配達します。
※お届け先が遠方の場合、離島の場合など一部地域の場合はさらに数日要する場合があります。

「ゆうパケット」のご利用例

インターネット上の「フリマ」、「オークション」等で取引したものの発送に。
……その他、手軽に気軽に色々なものを送ることができます！



※現金、貴金属等の貴重品及び爆発物・毒劇物等の危険物並びに信書を入れて送付することはできません。

2 ポストパケットの廃止

ポストパケットの取扱いを廃止します。これまでご愛顧いただきましたお客さまにはご迷惑をお掛けしますが、今後は、サイズに応じた「ゆうパケット」をご利用いただきますようお願いいたします。

3 実施予定日

2016 年 10 月 1 日（土）

以 上

【お客さまのお問い合わせ先】 お客
様サービス相談センター
＜電話番号＞
0120-23-28-86（フリーコール）
携帯電話からご利用のお客さま
0570-046-666
(通話料はお客さま負担です。)
＜ご案内時間＞ 平日：8:00
～22:00 土・日・休日：
9:00～22:00
※おかけ間違いのないようご注意ください。

2016年3月15日
日本郵便株式会社

3 サービス開始時期
2016年4月1日（金）

以 上

インターネット通販購入商品の郵便局窓口受取サービスを開始

日本郵便株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長 高橋 亨）は、2016年4月1日（金）から、全国の約 20,000 の郵便局（※1）で、インターネット通販サイトでの商品購入時、受取場所に郵便局を選択してお受け取りいただける郵便局窓口受取サービスを開始しますので、お知らせします。

1 背景

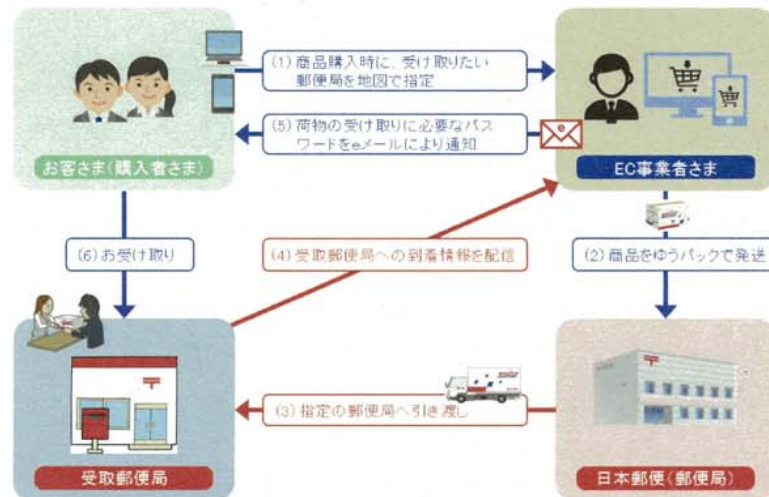
当社は、拡大する EC 市場におけるお客さまの利便性向上の取り組みとして、ローソン（約 11,500 店舗 ※2）、ミニストップ（約 2,200 店舗 ※2）及びファミリーマート（約 11,700 店舗 ※2）において、インターネット通販購入商品をお受け取りいただけるサービスを実施し、受取拠点の拡充に努めてきました。今回の取り組みにより、郵便局を含む全国約 45,400 か所の拠点でのお受け取りが可能となります。

2 受取サービスの概要

以下のとおり、全国の郵便局でゆうパックとする荷物を受け取ることができます。

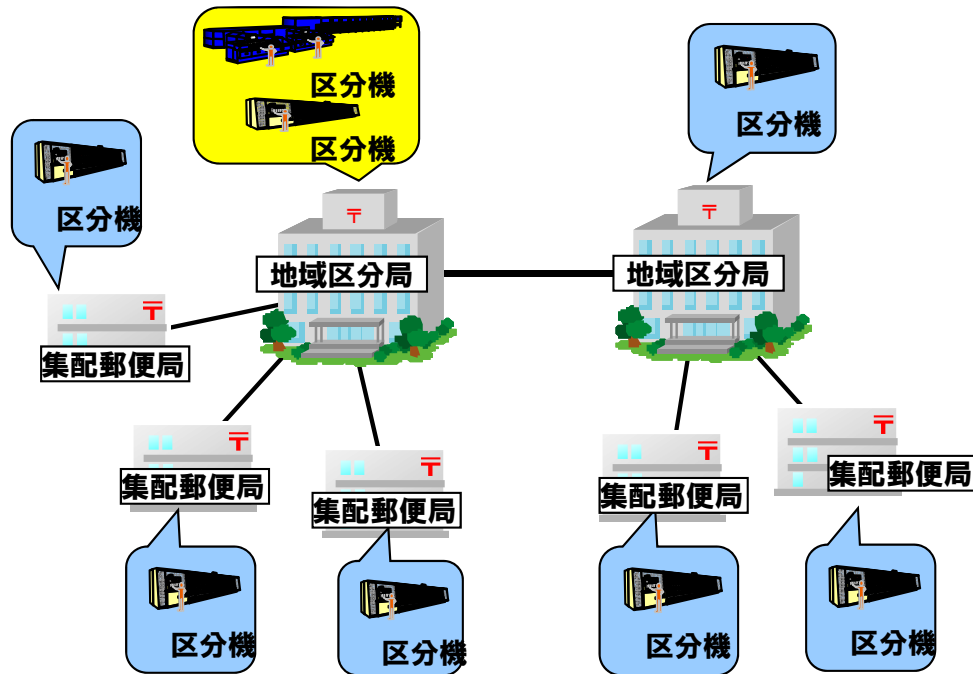
【お客さまのお問い合わせ先】
日本郵便株式会社
お客様サービス相談センター
＜電話番号＞0120-2328-86（フリーコール）
携帯電話からご利用のお客さま
0570-046-666（通話料はお客さま負担です）
＜ご案内時間＞
平日 8:00～22:00
土・日・休日 9:00～22:00
※おかけ間違いのないようご注意ください。

郵便局窓口受取サービスのフロー



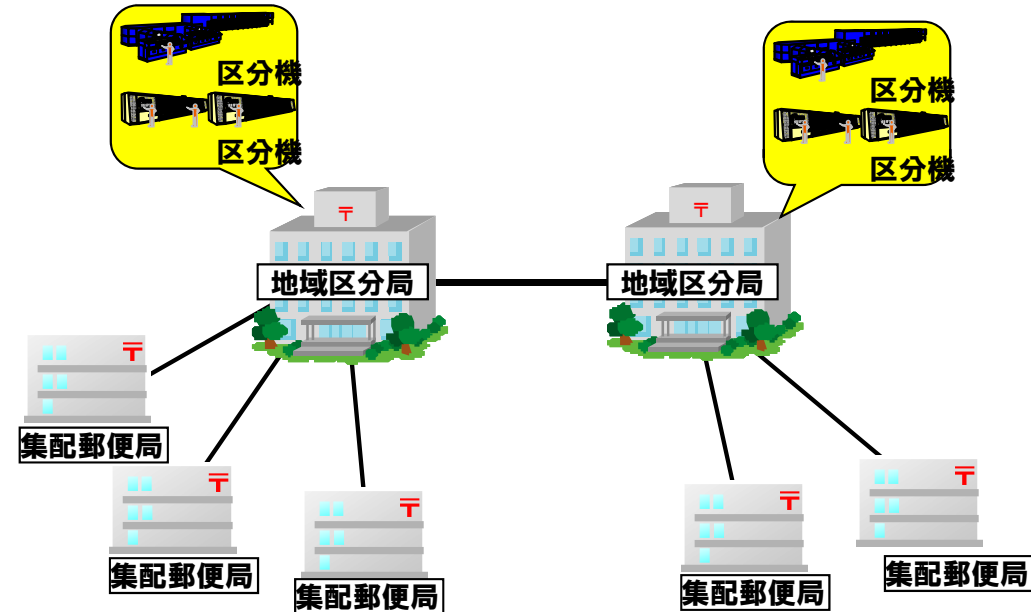
- 集配郵便局内で行っている郵便物やゆうメール等の区分作業を地域区分局に集中し、機械化・簡素化を進めることで、郵便・物流ネットワーク全体の生産性を大幅に向上させるとともに、今後の成長基盤の構築等に資する。
- 日本郵便では、平成30年度までに地域区分局を70局→53局に集約予定。
平成27年5月に東京北部局が開局済み。

【 現在 】



- ・多数の集配郵便局内で郵便物等の区分作業を実施
- ・区分作業を行う区分機は集配郵便局に分散配置
- ・地域区分局、集配郵便局ともに荷物の増加等により狭あい化が進む

【 再編後 】

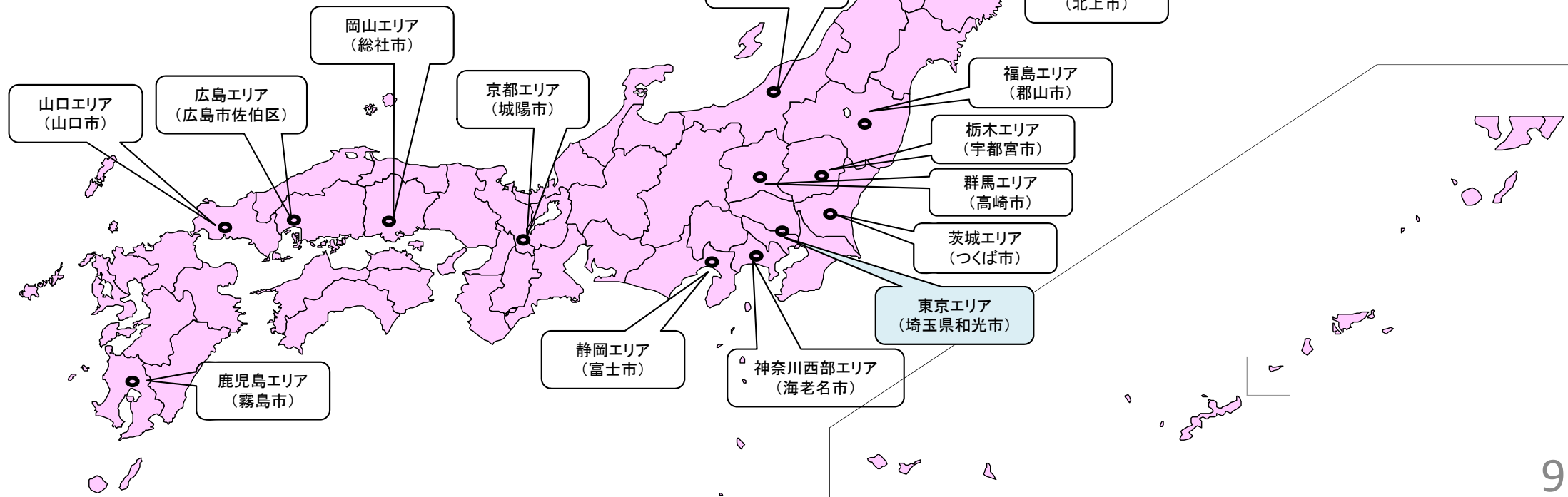


- ・郵便物等の区分作業を地域区分局に集中
- ・区分作業を行う区分機も地域区分局に集中配置
- ・地域区分局は十分なスペースを確保し、機械化を進めることで物流機能を強化。集配郵便局は区分機を撤去し、十分なスペースを確保

日本郵便の郵便・物流ネットワークの再編②

受持エリア	所在地	完成時期
道央エリア	北海道札幌市東区東雁来町	2016年度冬頃予定
岩手エリア	岩手県北上市相去町大松沢	2017/03/21開局予定
福島エリア	福島県郡山市富久山町福原	2017年度春頃予定
茨城エリア	茨城県つくば市学園の森	2018年度春頃予定
栃木エリア	栃木県宇都宮市	2018年度予定
群馬エリア	群馬県高崎市宮原町	2017/05/04開局予定
東京エリア	埼玉県和光市新倉	2015/05/04開局
神奈川西部エリア	神奈川県海老名市中野3丁目	2017年度夏頃予定
新潟エリア	新潟県見附市新幸町	2016年度冬頃予定
静岡エリア	静岡県富士市大淵他	2017/02/06開局予定
京都エリア	京都府城陽市	2017年度冬頃予定
岡山エリア	岡山県総社市長良	2016年度冬頃予定
広島エリア	広島県広島市佐伯区五日市町大字石内	2016年度冬頃予定
山口エリア	山口県山口市深溝	2017/01/30開局予定
鹿児島エリア	鹿児島県霧島市隼人町	2017年度春頃予定

※上記計画は現段階の見込みであり、今後変更の可能性がある。



○ 郵便局の合計数は、公社時代は減少し、民営化後は大きな変化なく推移

直営局：20,241(民営化時) → 20,164(H28.9末) [▲77]、簡易局：4,299(民営化時) → 4,283(H28.9末) [▲16]

○ H28.9末現在 計24,447局

直営局：20,164局(うち一時閉鎖70局(うち震災の影響42局)) 簡易局：4,283局(うち一時閉鎖272局(うち震災の影響14局))

【郵便局数の推移】(単位：局。下段()書きは、対前年度増減数)

	H18.3末	H19.3末	H19.10.1 (民営化時)	H20.3末	H21.3末	H22.3末	H23.3末	H24.3末	H24.10.1 (統合時)	H25.3末	H26.3末	H27.3末	H28.3末	H28.9末
計	24,631 (▲47)	24,574 (▲57)	24,540	24,540 (▲34)	24,539 (▲1)	24,531 (▲8)	24,529 (▲2)	24,514 (▲15)	24,537	24,525 (11)	24,511 (▲14)	24,470 (▲41)	24,452 (▲18)	24,447 (▲17)
直営郵便局	20,221 (▲10)	20,218 (▲3)	20,241	20,243 (25)	20,246 (3)	20,236 (▲10)	20,233 (▲3)	20,217 (▲16)	20,240	20,227 (10)	20,209 (▲18)	20,187 (▲22)	20,165 (▲22)	20,164 (▲16)
簡易郵便局	4,410 (▲37)	4,356 (▲54)	4,299	4,297 (▲59)	4,293 (▲4)	4,295 (2)	4,296 (1)	4,297 (1)	4,297	4,298 (1)	4,302 (4)	4,283 (▲19)	4,287 (4)	4,283 (▲1)
うち一時 閉鎖局	222 (60)	307 (85)	417	438 (131)	354 (▲84)	242 (▲112)	255 (13)	228 (▲27)	240	232 (4)	221 (▲11)	218 (▲3)	258 (40)	272 (33)

1 上記局数には、分室及び一時閉鎖局を含む。

2 一時閉鎖局とは、その受託者の都合等により5日間以上閉鎖している郵便局をいう。

1 日本郵便株式会社法（平成17年法律第100号）

（郵便局の設置）

第六条 会社は、総務省令で定めるところにより、あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置しなければならない。

2 会社は、総務省令で定めるところにより、業務開始の際、次に掲げる事項を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 郵便局の名称及び所在地

二 会社の営業所であって、郵便窓口業務を行うもののうち、銀行窓口業務又は保険窓口業務を行わないものの名称及び所在地

2 日本郵便株式会社法施行規則（平成19年総務省令第37号）

（郵便局の設置基準等）

第四条 法第六条第一項の規定に基づく郵便局の設置については、会社は、いずれの市町村（特別区を含む。）においても、一以上の郵便局を設置しなければならないものとする。ただし、郵便窓口業務及び保険窓口業務を行う会社の営業所（関連銀行の営業所が併設されている場合に限る。）が当該市町村（特別区を含む。）において一以上設置されている場合又は郵便窓口業務及び銀行窓口業務を行う会社の営業所（関連保険会社の営業所が併設されている場合に限る。）が当該市町村（特別区を含む。）において一以上設置されている場合その他の合理的な理由があると総務大臣が認める場合は、この限りでない。

2 前項の基準によるほか、会社は、次に掲げる基準により、郵便局を設置しなければならない。

一 地域住民の需要に適切に対応することができるよう設置されていること。

二 交通、地理その他の事情を勘案して地域住民が容易に利用することができる位置に設置されていること。

三 過疎地においては、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第三十号）の施行の際現に存する郵便局ネットワークの水準を維持することを旨とすること。

3～5 （略）

郵便局のみまもりサービス等①

<参考⑧>

■ 郵便局のみまもりサービスは、平成25年10月から試行実施(13市町村・103局)。その後、サービス内容、試行地域の拡大を図り、現在、83市町村738局でサービス提供中。

1. 郵便局のみまもりサービスの内容

分類			概要	料金(税別)	
				基本料金	追加料金
基本サービス	定期訪問	30分コース (月1回)	高齢者等の自宅へ訪問し、生活状況を確認。 生活状況の結果を指定のご家族等へ報告。 (報告書は、月1回提出)	月額1,980円	30分1回追加 1,500円
		60分コース (月1回)		月額2,480円	60分1回追加 2,000円
	24時間電話相談		生活、医療機関の紹介など何でも相談できる24時間対応の電話サービス。	— (基本料金内)	
	かんぽの宿の宿泊割引		かんぽの宿等を利用する場合に、宿泊料を割引。	— (基本料金内)	
オプションサービス	駆けつけサービス		セコム及びALSOK(総合警備保障)と提携し、両社が提供する、みまもり用の端末について日本郵便が販売斡旋を行う。これにより、契約者等からの要請に応じて、警備会社が高齢者宅への駆けつけを行う。	・みまもり用の端末利用料金 1,800円～3,100円/月 ・駆けつけ利用料金 3,000円～10,000円/月	
	買い物支援サービス		高齢者向けの買い物支援サービスを提携スーパー等のカタログ等により実施。	調整中	
	郵便局のみまもりでんわ		オートコールによる毎日の体調確認サービス(電話応答時に、高齢者がボタンを押しすることで申告した体調の情報をメールで子世代へ報告する)	固定電話コース月額 980円 携帯電話コース月額 1,180円	

※ 郵便局のみまもりでんわは、お客さまの希望に応じ単独でのサービス利用も可能。

※ 駆けつけ安心サービスの利用を希望する場合は、基本サービス、又は郵便局のみまもりでんわサービスを利用する必要がある。

郵便局のみまもりサービス等②

2. IBM、Appleとの業務提携による実証実験

- 平成27年4月、日本郵政グループは、IBM、Appleと業務提携し、タブレット端末を活用した高齢者向け生活サービスの実証実験を行うことを発表。
- 平成27年10月29日から平成28年3月末までの予定で、山梨県、長崎県のモデル自治体等において、モニター（親世代約1千名）に対し、iPadを無償で貸与することにより、以下の実証実験を開始。実験の効果を見極めるため、平成28年9月末まで延長し、実証実験終了。

1) ICTを利活用した「みまもりサービス」

iPad内蔵アプリを利用して、親世代の健康確認や服薬確認を、子世代が行うことができる。
(親世代が自身の体調や服薬状況をiPadに入力することにより、子世代の端末へ毎日その状況が報告される。)

(2) 親世代・子世代向けの「コミュニケーションサービス」

- ① ご家族ホッとライン
iPad内蔵アプリを利用(「Face Time」)して、テレビ電話で会話をすることができる(最大20人をアプリに事前登録)。
- ② ご家族アルバム
子世代の写真をクラウドで共有化し、iPadのスクリーンセーバ化を行う。

(3) 「買い物支援サービス」

iPad内蔵アプリを利用して、イオン、地場スーパー(山交百貨店(山梨県)、スーパーサイキ(長崎県対馬市))と提携し買物の注文をすることができる。
(日本郵便は、イオン、地場スーパーが受注・梱包した商品を、集荷・配達する。)

(4) 「地域情報サービス」(準備ができた自治体から開始)

- ① 地域のお知らせ
自治体が提供する広報誌等のコミュニティ情報をiPadで提供。
- ② 生活支援(モデル自治体のみ)
iPad内蔵アプリを利用して、お年寄りが必要とする軽作業(電球の交換等)の依頼情報を、社会福祉協議会等に提供する。

- 日本郵便は、平成28年4月5日から、健康増進サービスの実証実験を開始。
- 具体的には、以下により、顧客の健康増進につなげる。
 - ① 日本郵便が利用者の健康状態を体組成データに基づき把握し、利用者毎に体組成（体脂肪率、筋肉率等）の目標を設定。
 - ② 日本郵便は、利用者毎に、目標設定に最適な運動プログラムを提供し、利用者毎の進捗状況を管理、郵便局員等がはげましを行う。

健康増進サービスの実証実験の概要

(1) 実験期間等

福島県伊達市において、平成28年4月5日から実証実験を開始。（平成28年4月～5月：利用者募集。同年6月～11月：無償による実証実験を実施）。

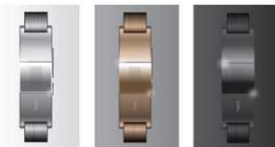
(2) 実証実験内容

- ① 日本郵便は、利用者（500名程度：20歳以上の伊達市民）を募集し、利用者の体組成データ等を把握。
- ② 利用者にiPad、ウェアラブル端末（ムーブバンド3）、体重体組成計（一部）を貸与。

（利用者向け配布キット）



i P a d



ムーブバンド3



体重体組成計（一部）

- ③ 日本郵便が、利用者毎に運動プログラム作成システムを活用し、体組成の目標値を設定するとともに、目標値を達成するための運動プログラムを作成。
- ④ 利用者はiPadやウェアラブル端末、体組成計を使用して運動プログラムを実施。
- ⑤ 日本郵便は、健康情報の配信や運動継続のための声掛け等といったきめ細やかなサポートを実施。

日本郵便のデジタルメッセージサービス（サービス名：「My Post」）の概要＜参考⑩＞

■ 日本郵便は、新規事業として、デジタルメッセージサービスを平成28年1月14日から試行開始。

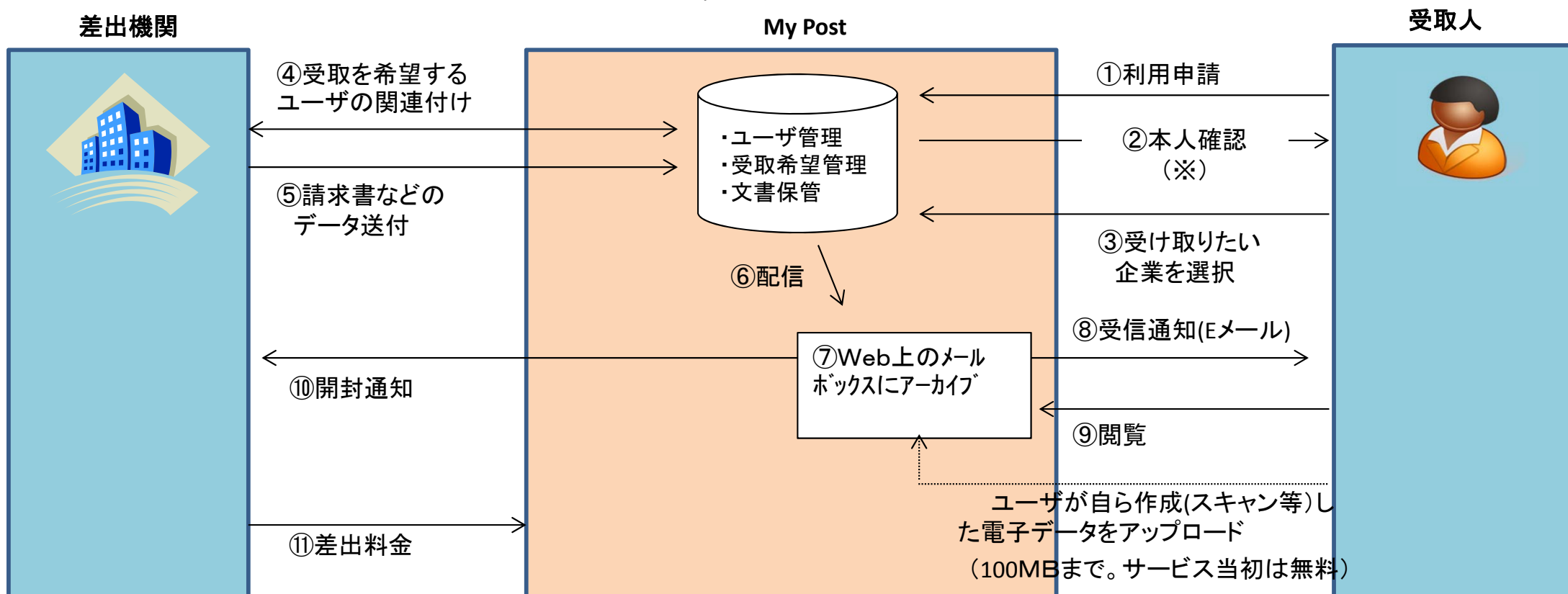
■ 具体的には、

- ① 受取人が選択した企業や行政機関等からの各種通知、利用明細書等の電子データをインターネット上で、受取人が閲覧できるサービスを実施。
- ② また、受取人が保有する電子データをアップロードし、保管するサービス（ストレージサービス）も実施。

【デジタルメッセージサービスの特徴】

- ・ 日本郵便が構築した利用者ごとのメールボックスで、受取人が受信を希望する企業や行政機関からの料金明細書、各種通知等の電子データを、一括して受取人が閲覧することができる（電子メールのようにスパムメールが入らない）。
- ・ また、差出機関側は、必要があれば、日本郵便に本人確認を依頼することにより、利用明細書、給与明細書等のデータを確実に、受取人に対して、送信することができる。

【「My Post」のイメージ図】



※ 「本人確認」は、差出機関の選択による。本人確認をする場合、本人限定受取郵便等による受取人の確認を実施

日本郵便の料金見直しについて

1. 概要

→P. 17～19 参考⑪

- 日本郵便では、郵便事業の収支改善を図るための方策として、技術の進展や利用環境等の変化に伴い、コストに見合わなくなっている料金サービスを一部見直し、6月1日から実施。初年度は200億円程度の収支改善を見込む。
- 総務省では、平成28年1月29日に日本郵便からの届出を受理。

2. 料金サービスの見直し内容

(1) 内国郵便の割引料金の主な見直し

- 内国郵便については、大口利用者向けの料金割引サービスの中で、事前に郵便番号等に区分して差し出される場合等、郵便局の職員による区分作業等の負担軽減に応じ割引をしている。しかしながら、割引制度の創設時に比べて、機械による区分作業の処理能力が向上したこと等により、郵便局側での人力による区分作業負担が減少しており、事前に区分して差し出してもらうことによるメリットが低下していることから、割引率等を見直し。

- ① 区内特別郵便物(配達の受持ち郵便局ごとに区分し、当該郵便局ごとに差し出されるもの)
 - ・定形郵便物(小型の封書)の特別料金を5円、定形外郵便物(定形郵便物以外)の特別料金を6円値上げ
- ② 広告郵便物(DM)及び区分郵便物(DM以外)(事前に郵便番号等に区分して差し出されるもの)
 - ・広告郵便物は割引率を3%引き下げ、区分郵便物は割引率を1%～3%引き下げ
- ③ バーコード付郵便物(受取人の住所等を表す所定のバーコードを記載したもの)
 - ・割引率を2%引き下げ
- ④ 書留及び特定記録郵便(追跡バーコードの表示等をしたもの)
 - ・追跡バーコードの表示等のある書留及び特定記録郵便の割引額を10円引下げ
 - ・区内特別郵便物として差し出される場合の簡易書留の割引額を30円引下げ

(2) 国際郵便料金の見直し

- 国際郵便については、海外の郵便事業体に支払う配達費用の増加等により、採算性が悪化している状況にあるため、EMS(国際スピード郵便物)及び国際小包(東アジア宛て船便)の料金を見直し。

- ① 国際スピード郵便(EMS)
 - ・全地帯・全価格帯において1個当たりを300円～500円値上げ、及び300gまでの料金帯廃止
- ② 国際小包
 - ・東アジア宛て・船便の料金を100円(1kgまで)～1,550円(30kgまで)値上げ

○郵便・物流事業セグメントにおける営業利益の推移

(単位：億円)

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
営業利益 (郵便・物流事業セグメント)	448	427	▲1,034	▲223	374	94	▲103	67

※ 日本郵便(株)決算(単体)より。
平成24年度は、郵便事業(株)(上期)と日本郵便(株)(下期)の合算。
※ 印紙売りさばき、ロジスティクス事業等に係る収支が含まれており、郵便の種類別収支及び荷物の収支の合計額とは一致しない。

○郵便の種類別収支の推移

(単位：億円)

営業利益	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
郵便物	504	589	288	678	767	374	115	123
内国郵便	437	535	172	547	614	217	▲7	6
第一種	804	688	366	548	458	273	123	119
第二種	▲67	▲73	▲199	▲8	83	▲39	▲215	▲294
第三種	▲105	▲89	▲89	▲67	▲61	▲63	▲66	▲67
第四種	▲18	▲21	▲14	▲11	▲11	▲12	▲13	▲11
特殊取扱	▲177	29	108	85	145	59	162	258
国際郵便	68	54	116	130	153	157	122	117

※ 平成24年度は、郵便事業(株)(上期)と日本郵便(株)(下期)の合算。

(参考) 荷物の収支の推移

(単位：億円)

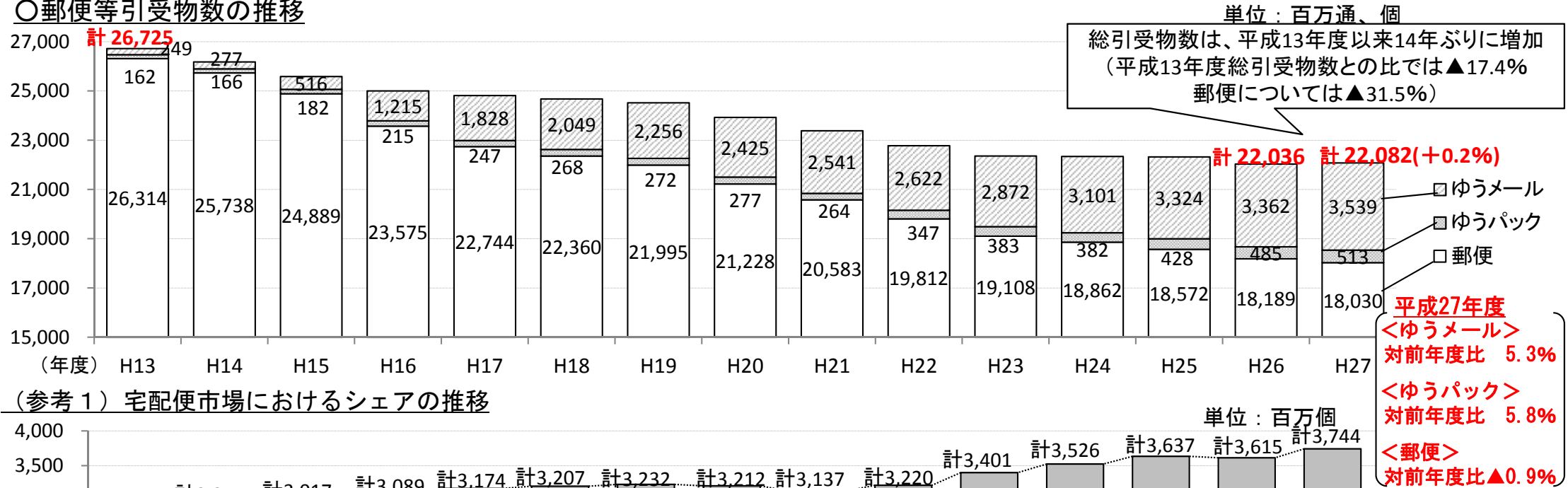
	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
営業利益	▲36	▲127	▲1,185	▲774	▲416	▲332	▲208	8

※ 平成24年度は、郵便事業(株)(上期)と日本郵便(株)(下期)の合算。

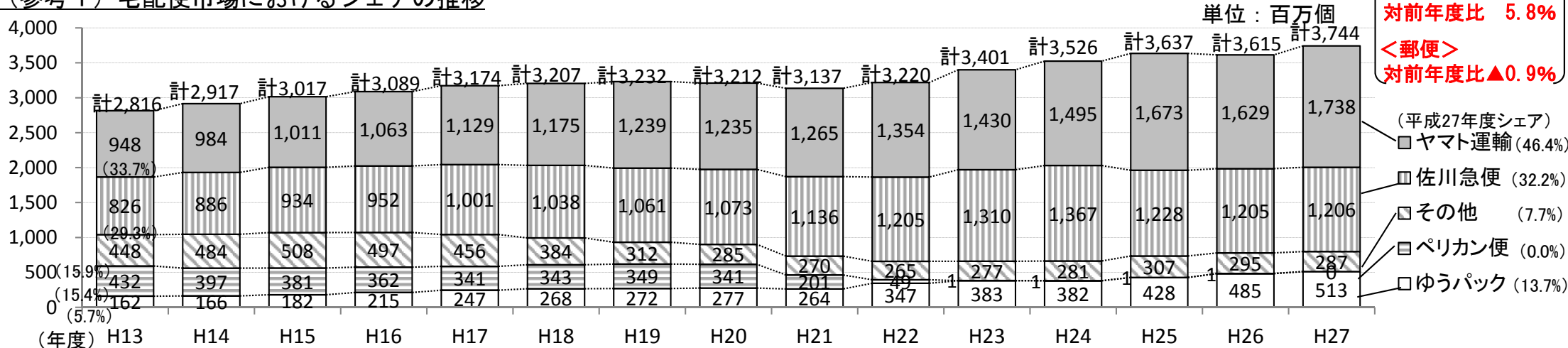
郵便引受物数等の推移

- 総引受物数（荷物含む）については、平成26年度比0.2%の増加となり、平成13年度のピーク以来14年ぶりに増加。
（郵便引受物数は、平成13年度のピーク時から毎年減少し、平成27年度はピークと比べ、31.5%の減少。）

○郵便等引受物数の推移



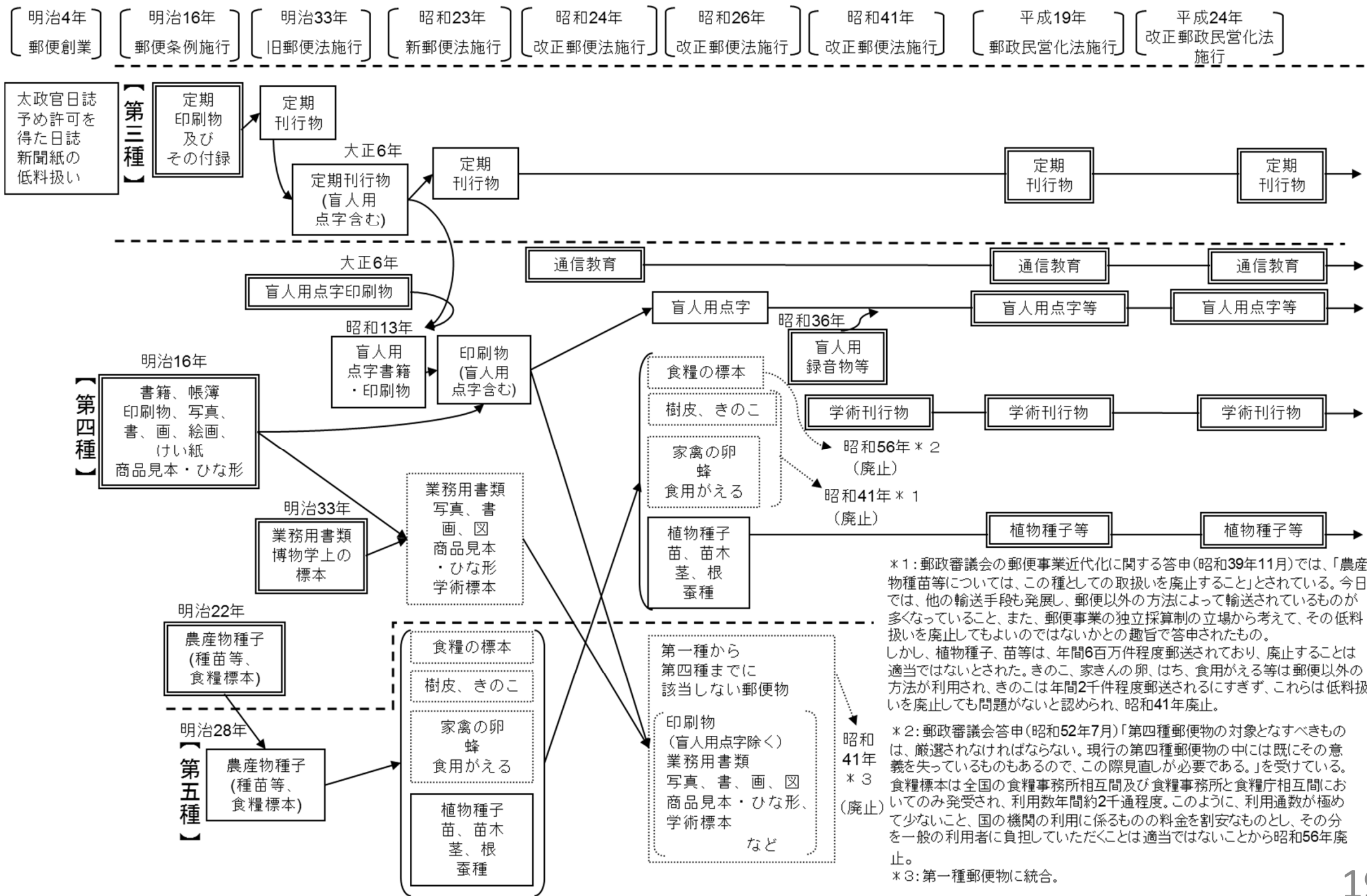
（参考1）宅配便市場におけるシェアの推移



（参考2）配達箇所数の推移

平成20年度	平成22年度	平成25年度	平成26年度
58,901千箇所	61,644千箇所	61,790千箇所	60,581千箇所

第三種・第四種郵便物の経緯



金融二社の限度額

＜平成28年4月1日に以下のとおり限度額引上げを実施＞

- ・ゆうちょ銀行の預入限度額：1千万円 → 1千3百万円
- ・かんぽ生命保険の加入限度額：1千万円（加入後4年以上経過：1千3百万円） → 1千万円（加入後4年以上経過：2千万円）

経緯・背景

- 日本郵政及び金融二社の株式上場（平成27年11月）に先立ち、平成27年7月、内閣府特命担当大臣（金融担当）及び総務大臣が、郵政民営化委員会に、当該株式処分を踏まえた今後の郵政民営化の推進の在り方について調査審議を要請。
- 同年12月、郵政民営化委員会は、「今後の郵政民営化の推進の在り方に関する郵政民営化委員会の所見」を取りまとめ、同所見を踏まえ、郵政民営化法施行令を改正。

●今後の郵政民営化の推進の在り方に関する郵政民営化委員会の所見（平成27年12月）（抄）

【ゆうちょ銀行の限度額】 この場合の方法論としては、今回が限度額規制における民営化後初の緩和であること、年金振込み等のたびに限度額を超過するといった問題の解消や高齢化が進む利用者の貯蓄機会の確保等の観点から、まずは引上げ額を300万円程度とすることが妥当であると考える。

【かんぽ生命の限度額】 かんぽ生命保険の限度額についても、重視すべきは利用者利便の視点である。合理的な理由がなく限度額が存在する商品が民間会社の提供するものとして不適当であることは、ゆうちょ銀行についてと同様である。（中略） 以上のような考え方を踏まえ、かんぽ生命保険の限度額規制について、当面の具体案を考えると、（中略）加入から4年経過した契約について、基本契約の限度額の計算に算入しない金額の限度を、現行の300万円から、基本契約の保険金額の限度額と同額の1,000万円に引き上げることが考えられる。

【参考】ゆうちょ銀行の預入限度額の更なる引上げを巡る動き

ゆうちょ銀行の預入限度額の更なる引上げについて、郵政民営化委員会は上記の所見において、3つの案を示した上で、特段の問題が生じなければ、株式処分のタイミングに捉われずに段階的に緩和することが考えられる旨提起（※増田委員長は会見で1～2年ぐらいのイメージと発言）。

●今後の郵政民営化の推進の在り方に関する郵政民営化委員会の所見（平成27年12月）（抄）

ゆうちょ銀行の限度額規制を緩和する方向としては、次の3つに大別できると考えられる。

① 通常貯金を限度額管理対象から除外する方法（略）

② 現行1,000万円の限度額（略）を一定額まで引き上げる方法

③ 通常貯金を限度額管理対象から除外するとともに、定期性貯金の限度額（略）を現行の1,000万円から一定額まで引き上げる方法

（中略）その上で、他の金融機関等との間の競争関係やゆうちょ銀行の経営状況に与える影響等を見極め、特段の問題が生じないことが確認できれば、必ずしも株式処分のタイミングに捉われることなく、段階的に規制を緩和していくことが考えられる。

●第145回郵政民営化委員会後 増田郵政民営化委員長記者会見録（平成27年12月25日）（抄）

次の段階の限度額規制の緩和の検討についても懸念される資金シフト等がないことを確認できれば、（中略）1、2年ぐらいのイメージを持っているところであります。

かんぽ生命保険の新規業務の認可

かんぽ生命による以下の新規業務について、平成28年3月11日に総務大臣及び金融庁長官が郵政民営化法に基づき認可。

1. 再保険の引受け

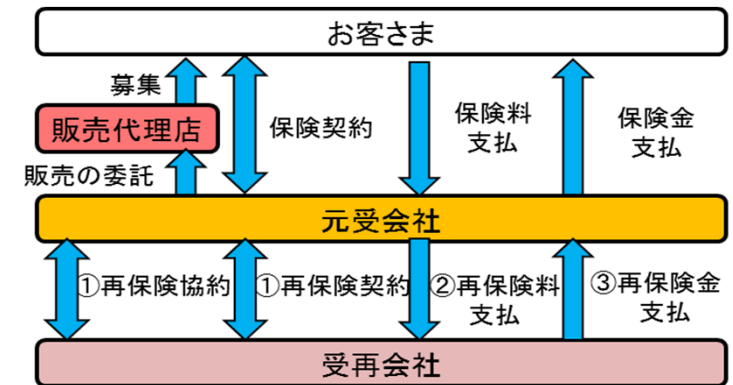
【業務概要】

- 再保険とは、保険会社（元受会社）が自己の負担する保険責任の一部または全部を、他の保険会社（受再会社）に転嫁する保険。
- 郵便局又はかんぽ生命保険直営店にて受託販売を行っている商品について、当該商品販売元（元受会社）よりかんぽ生命が再保険を引受け。

【実施状況】

平成28年4月より、再保険の引受業務を開始。

（再保険のイメージ）



※H28.1.22 第146回郵政民営化委員会 かんぽ生命保険提出資料より

2. 保険契約の付帯サービスの提供

【業務概要】

- 保険契約に付帯する各種の無料サービス（付帯サービス）を提供。
- 具体的には、健康・医療・介護及びくらしの税務に関する無料電話相談サービスなど。

【実施状況】

平成28年5月より、無料電話相談サービスを開始。

郵便のユニバーサルサービスに係る課題等に関する検討会

1 目 的

日本郵政株式会社(以下「日本郵政」という。)及び日本郵便株式会社(以下「日本郵便」という。)が責務を負っている郵政事業のユニバーサルサービスの確保については、平成27年9月の情報通信審議会答申において中長期的に検討すべき方策が示された。

また、平成27年11月には、日本郵便の持株会社である日本郵政並びに株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険の株式が上場されたことを受け、平成27年12月の郵政民営化委員会所見では、日本郵政グループに対しては、「行政当局においては、各社の経営努力と市場のチェック機能を信頼し、直接の関与は最小限のものとしていくことが肝要である」とされたところである。

これらを踏まえ、諸外国の状況等も参考にしつつ、我が国の郵便のユニバーサルサービスを維持していくための中長期的な諸課題について検討・整理するとともに、ユニバーサルサービスの経済的基盤の現状を検証するための方法の確立を目指した検討を行うことを目的として、検討会を開催する。

2 検討内容

→P. 23 参考⑫、P. 24 参考⑬、P. 25 参考⑭

- (1) ユニバーサルサービスを構成するサービスの現状と課題の整理
- (2) ユニバーサルサービスの提供方法に係る現状と課題の整理
- (3) ユニバーサルサービスコストの算定手法の検討
- (4) その他

3 検討体制

郵政行政部長の検討会として開催

(検討会の下で「現状と課題等に関するWG」及び「コストの算定手法等に関するWG」を開催)

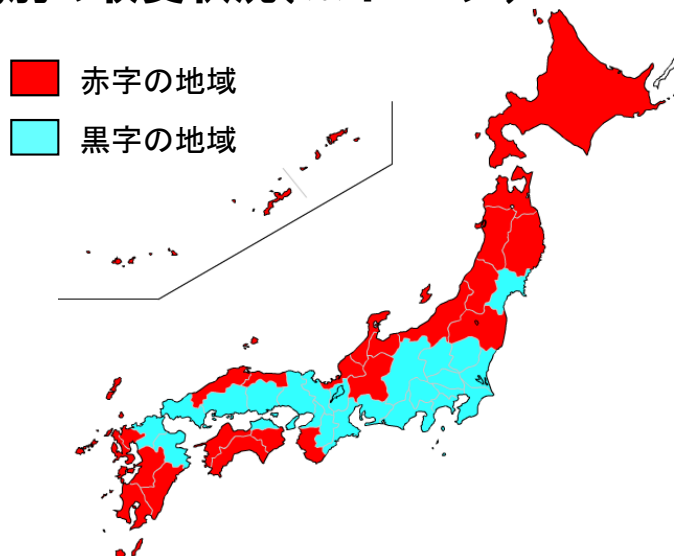
4 開催期間

平成28年7月から1年程度を目途

ユニバーサルサービスコストの算定方法

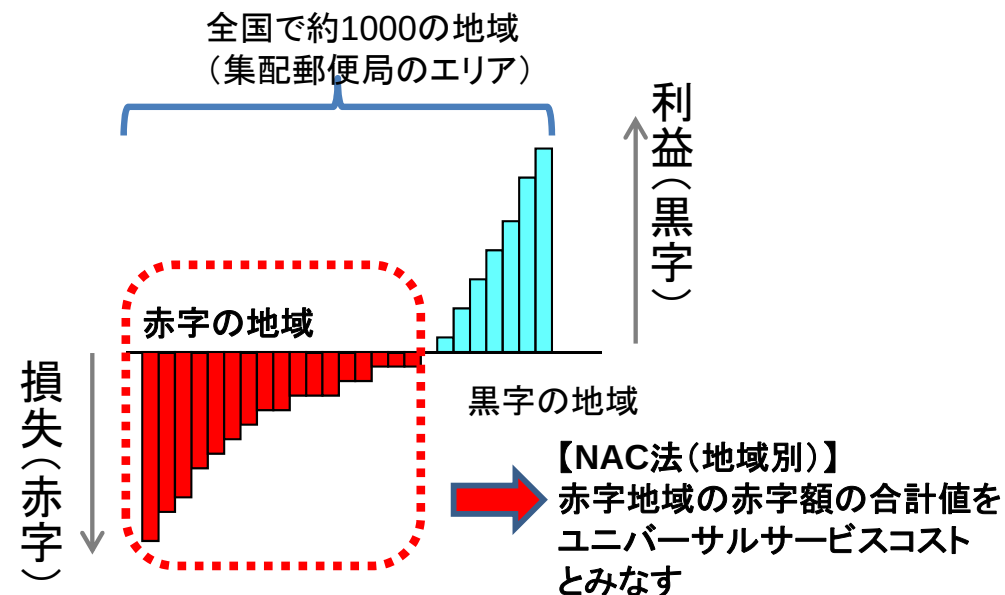
○ユニバーサルサービスコストについては、赤字地域における赤字総額をユニバーサルサービスコストとするNAC法（Net Avoidable Cost：回避可能費用法）により算定。

地域別の収支状況（※イメージ）



収支の順番に整理

【NAC法（地域別）】



郵政事業のユニバーサルサービスコストの試算

・赤字の集配郵便局エリアの赤字額の合計を試算。

⇒仮に、ユニバーサルサービスの提供義務がなくなり、日本郵便株式会社が赤字の集配郵便局エリアのサービスを停止した場合に、節約できると仮想される純費用（＝利益改善額）として試算。

・現状では、全体の収支として黒字を計上。郵便役務は少数の黒字集配局エリアの利益で赤字額をカバー。

・なお、今回の試算では、経営効率化、外部要因等が考慮されていないこと、諸外国では金融窓口業務の事例がないことを含め、統一的な手法が確立されていないなどの課題があることを前提として試算したものであることに留意が必要。

郵政事業のユニバーサルサービスコスト（試算）（2013年度）の概要 <参考⑬>

- ユニバーサルサービスコストの定義・算定モデルに基づく、2013年度の収支とユニバーサルサービスコスト（試算）は以下のとおり。

ユニバーサルサービスコストについては、赤字集配郵便局エリアにおける赤字総額をユニバーサルサービスコストするNAC法（Net Avoidable Cost: 回避可能費用法）により算定。

（億円）

【郵便役務】	収入	費用	収支	ユニバコスト(試算)
	12,457	12,271	186	1,873

※郵便役務については、郵便窓口の収支、ユニバサーサルサービスコストを含む。

（億円）

【金融(郵便局窓口)業務】	収入	費用	収支	ユニバコスト(試算)
銀行窓口	5,626	5,170	456	575
保険窓口	3,424	3,324	100	183

- 事業全体の傾向を把握する意味で、黒字集配郵便局エリア・黒字額、赤字集配郵便局エリア・赤字額の状況について着目。その状況は以下のとおり。

【郵便役務】	黒字集配郵便局エリア	黒字計(億円)	赤字集配郵便局エリア	赤字計(億円) ※
	214	2,059	873	-1,873

（現状）郵便役務については、約8割の赤字の集配郵便局エリアのコストを約2割の黒字の集配郵便局エリアの利益で賄っている。

【金融(郵便局窓口)業務】	黒字集配郵便局エリア	黒字計(億円)	赤字集配郵便局エリア	赤字計(億円) ※
銀行窓口	698	1,031	389	-575
保険窓口	608	283	479	-183

（現状）郵便局窓口業務については、約4割の赤字の集配郵便局エリアのコストを約6割の黒字の集配郵便局エリアの利益で賄っている。

日本郵便の業務区分別収支

<参考⑭>

平成27年度業務区分別収支

[単位:億円]

	ユニバーサルサービス及び密接に関連する業務			第四号 (その他)	計
	第一号(郵便業務等)	第二号(銀行窓口業務等)	第三号(保険窓口業務等)		
営業収益	14,024	5,640	3,419	6,267	29,351
営業費用	13,946	5,552	3,272	6,204	28,973
営業損益	79	88	148	64	378

(注) 第一号：郵便、印紙の売りさばき業務 等
 第二号：銀行代理業務のうち、通常貯金・定期貯金・為替 等
 第三号：保険業務のうち、終身保険・養老保険の募集 等
 第四号：荷物、金融ユニバ外商品、不動産、物販 等

(参考) 平成26年度業務区分別収支

[単位:億円]

営業収益	13,636	5,582	3,276	5,698	28,191
営業費用	13,514	5,477	3,007	6,087	28,085
営業損益	123	104	269	▲389	107

関連銀行及び関連保険会社が日本郵便(株)に支払う窓口業務委託手数料に係る消費税の仕入税額控除の特例措置の創設

要望の内容

関連銀行及び関連保険会社（以下、関連銀行等という）が日本郵便株式会社へ業務委託する際に支払う手数料に係る消費税について、業務の委託により生ずる追加的な消費税負担を解消するため、仕入税額控除の特例措置を要望する。

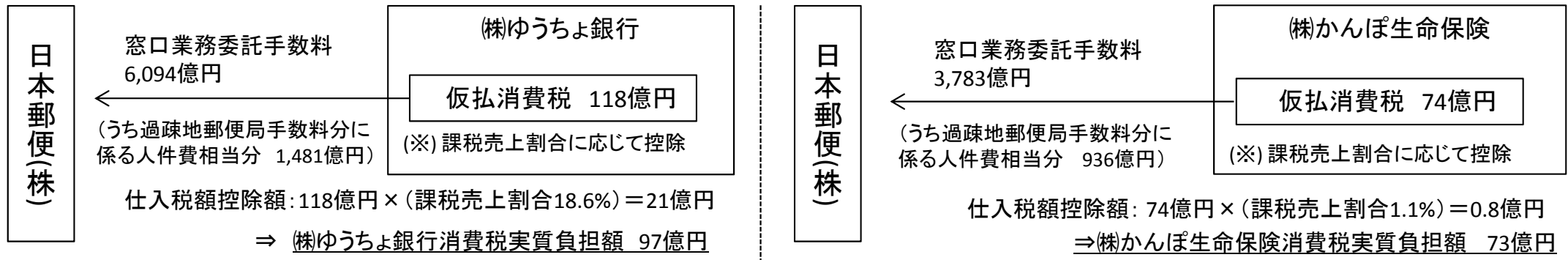
仕入税額控除制度：消費税は、最終的に消費者が負担するが、生産・流通・販売等の各取引段階で、財貨・サービスの売上に対して課税されることから、各取引段階において、二重・三重に消費税が課税されないよう、税の累積を排除するために、納付税額計算に当たって、前段階で課された消費税額を控除する制度。課税期間中の課税売上に係る消費税額から、課税仕入に係る消費税額を控除（課税売上割合が仕入税額控除の対象）する。

要望の理由

- 平成24年の改正郵政民営化法により、日本郵便株式会社に対し、いわゆる金融のユニバーサルサービスの提供義務が課された。日本郵便(株)は、関連銀行等から業務委託を受けて、銀行窓口業務・保険窓口業務を提供するスキームとなっている。
 - ※ 現在、(株)ゆうちょ銀行及び(株)かんぽ生命保険がそれぞれ関連銀行、関連保険会社となっている。
 - ※ 銀行・保険の各事業は、消費税が非課税とされている受取利息や保険料等が収益の大半を占めており、課税売上割合が低い。
 - この業務委託は、窓口業務を一体で行う金融機関では、一般的には発生しないものであり、関連銀行等は金融ユニバーサルサービスの一翼を担うために、委託手数料に係る消費税分だけ、他金融機関に比べ、追加的な負担を負っている。
- ⇒ ユニバーサルサービスの一翼を担う関連銀行等に、他の金融機関にはない追加的な負担によって、競争上著しく不利な状況が継続すれば、将来的には関連銀行等の担い手がいなくなり、金融ユニバーサルサービスの提供に支障が生じることが懸念される。



当該手数料に係る仕入税額控除の特例の創設によって、関連銀行・関連保険会社に係る追加的な負担を解消し、金融ユニバーサルサービスの安定的な確保を図る



(※) 仕入税額控除額：仮払消費税 × 課税売上割合 (※) 課税売上割合 = $\frac{\text{課税売上}}{\text{課税売上} + \text{非課税売上}}$

本特例措置要望は、過疎地局の消費税負担額の軽減を求めるもの。
減収見込額：170億円(97億+73億)
(数字は平成27年度決算ベース)

第26回UPU大会議の結果概要

【万国郵便連合(UPU)】

郵便業務の効果的運営によって諸国民の通信連絡を増進し、文化、社会及び経済の分野における国際協力に寄与することを目的として1874年に設立。1947年から国連の専門機関。

【万国郵便大会議(UPU大会議)】

全ての加盟国が参加するUPUの最高意思決定機関であって、原則として4年に1回開催。



第26回UPU大会議

- ・ 場所: イスタンブール(トルコ)
- ・ 期間: 平成28年9月20日(火)～10月7日(金)
- ・ 参加: 加盟国192か国中157か国から約1,500名

1. 主な審議事項

(1) イスタンブール世界郵便戦略

今後4年間における国際郵便発展のための活動方針として、Eコマースの成長を国際郵便分野に取り込む戦略計画を採択。

(2) 各加盟国閣僚等による閣僚級会合

鈴木総務審議官がパネリストとして参加し、「デジタル経済における郵便の持つポテンシャルの解放」に関して、郵便とICTのシナジー、郵便セクターの情報化社会への貢献について発言し、討議。

(3) 万国郵便条約の改正等

- 万国郵便連合憲章、万国郵便条約等について所要の改正を採択。郵便法等の国内法に特段の影響はなし。

- 今後4年間におけるUPUの年次予算の最高限度額を各年約37百万スイスフラン(約39億円)、現状と同額に決定。
- 我が国が提案した勧告案「開発協力分野における郵便業務の災害リスク管理の方策の促進」を採択。

(2011年東日本大震災での各国からの我が国支援への返礼の意を込めて、2013年以降、我が国の特別拠出金と職員派遣により推進したUPU防災プロジェクトの後継。)

2. 選挙関係

(1) 国際事務局長・同次長選挙

現職のフセイン事務局長(ケニア)及びクリバ次長(スイス)が再選。(2期まで)



(2) 管理理事会・郵便業務理事会理事国等選挙

- 両理事国とも日本が得票数第一位(134票及び130票)にて再選。
- 郵便業務理事会議長国は無投票で再選。(日本郵便・目時執行役員が就任)
- 管理理事会の第5委員会(開発・協力)の共同議長に選出。(総務省・国際企画室長が就任)



郵便分野における国際展開①

★ ミャンマーの事例

1. 郵便改善に関する技術指導の協力

- 総務省と緬通信・情報技術省（現運輸・通信省）の間で締結した覚書に基づき、日本郵便の専門家を派遣し、日本の郵便ノウハウに関する技術指導を実施。2016年6月、ODA技術協力開始。

2014年

2015年

2016年

2017年

2018年

2019年

<総務省事業> 改善対象：主要3都市**34**局

（期間：2014年4月～2015年2月）

主要3都市（ネピドー、ヤンゴン、マンダレー）のモデル局指導。「結束の導入」や「窓口の改善」等

品質改善

三都市間の送達速度

（2014年3月）

（2015年2月）

・速達書留 2-3日 → **1.1日**

・通常郵便 4-5日 → **1.6日**

送達率 87.8% → **99.3%**

JICA 詳細調査

<ODA技術協力> 改善対象：主要3都市**162**局

（期間：2016年6月～2019年5月の3年間）

1 幹線ネットワークの改善

2 集配作業の改善

3 局内作業の改善

4 中長期事業改善計画の検討

達成目標

ネピドー、ヤンゴン、マンダレーの三都市の郵便サービスが向上。

- ・ 送達速度：速達2日以内、通常3日以内
- ・ 送達率：99%以上
- ・ 速達の配達日順守率：95%以上
- ・ 顧客満足度：70%以上
- ・ 中長期事業改善計画のドラフト版策定

2. 日本企業との協力による新事業・新サービスの導入

- 郵便送金業務のICT化
- 公共料金、割賦等の郵便局窓口での支払代行
- 広告付き郵便ポスト



旧ポスト



新：広告付きポスト

郵便分野における国際展開②

○ミャンマー以外にも、現状、以下の国々との間で郵便分野における協力に関する取組を実施。

ロシア 

ロシア

- 本年5月の日露首脳会談にて、安倍総理がプーチン大統領に提示している8項目の協力プランにおいて、郵便について言及。
- 日露ICT・郵便政策対話等を通じて、日露の郵便分野の協力の具体化に向けて協議。

ミャンマー 

タイ 

ベトナム 

ベトナム

○政府間の郵便分野における協力覚書(本年9月更新)に基づき、以下の取組を実施。

- ①郵便品質の向上について、日本郵便とベトナム郵便のコンサル契約に基づき技術指導を実施。
- ②郵便局における非現金決済の導入等、日本企業とベトナム郵便による新ビジネスの展開について支援。

タイ

○11月中旬に締結を予定している郵便分野における協力覚書に基づき、日本郵便・日本企業とタイ郵便との間での協力に向けた協議を促進。